

汚泥を利用した肥料について

生活雑排水やし尿、工場の廃液などは、その中に有機性汚濁物質や窒素、りん酸などの成分が含まれるため、そのままでは環境中に廃棄できません。そのため、終末処理場などの施設では、これらの排水を微生物処理等によって処理し、その処理水を川などへ放流しています。

この際に生じる、微生物の死骸などからなる泥状のものを汚泥といいます。この汚泥を肥料として有効に利用する取り組みが盛んに行われています。汚泥を肥料として利用するためには、肥料取締法による届出・登録及び、一定の品質・安全性が求められています。

肥料取締法の概要

肥料取締法は昭和25年に制定され、肥料の品質を保全し、その公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の規格及び施用基準の公定、登録、検査等を行うことにより、農業生産力の維持増進と国民の健康の保護に資することを目的としています。

【肥料の区分】

肥料は特殊肥料と普通肥料に大別されます。

特殊肥料については届出制、普通肥料については登録制(一部届出制)により、その特質に応じた規制の措置があります。

【汚泥肥料を登録するには・・・】

汚泥肥料は平成12年より登録制である「普通肥料」に分類されており、登録の際には申請書類の他、原料及び製品について以下の分析結果書が必要となります。

表：必要な分析結果書

①	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年総理府令第5号)の別表第一の基準に基づく分析結果書
②	公定規格で含有が規制されている有害成分の分析結果書
③	植物に対する害に関する栽培試験結果書

～登録窓口～

独立行政法人 農林水産消費安全センター(FAMIC) HP:<http://www.famic.go.jp/>
 ※登録についての詳細につきましては、こちらにお問い合わせください。



汚泥には窒素やりん酸など、植物にとって重要な栄養分が含まれています。しかしその一方で、植物にとって有害な成分が含まれる恐れもあります。そのため、原料として使用する汚泥や、製品である汚泥肥料に含まれる有害成分について基準が定められています。

東洋環境分析センターでは、上記表の①及び②の分析を承っております。分析等のご依頼の際には、最寄りの営業所まで是非ご連絡下さい。



◇企画・製作◇
 東洋環境分析センター
 企画・販促委員会

弊社社員ブログ更新中です！
 是非ご覧下さい！



<http://www.let-toyokankyo.com>